

# 修正版 基本計画（案）

高谷中学校ブロック

小中一貫型小学校・中学校

基本計画（案）

令和4年〇月

市川市教育委員会

## 目次

はじめに

### 第1章 市川市における小中一貫教育

#### 1 基本的な考え方

- (1) 小中一貫教育の推進
- (2) 義務教育学校の設置に関する方針

#### 2 小中一貫型小学校・中学校

- (1) 学校運営
- (2) 教育課程
- (3) 義務教育学校、小中一貫型小学校・中学校および小・中学校の違いについて

### 第2章 高谷中学校ブロック小中一貫型小学校・中学校

#### 1 小中一貫型小学校・中学校の設置について

- (1) 対象校
- (2) 学校の形態
- (3) 通称名
- (4) 取り組みの検証

#### 2 高谷中学校ブロック小中一貫型小学校・中学校の目指す方向

- (1) 学園目標
- (2) めざす学校像
- (3) めざす児童生徒像
- (4) めざす教職員像

#### 3 教育課程

- (1) 発達段階に即した学年段階の設定
- (2) 系統性・連続性を重視した指導計画の作成
- (3) 学習指導の工夫
- (4) 生徒指導の工夫
- (5) 部活動の工夫
- (6) 教育課程の特例を活用した取り組み

#### 4 期待される教育効果

#### 5 留意事項

### 第3章 教育委員会の取り組み

#### 1 学校運営の支援

- (1) 小中一貫教育を推進する学校への指導・支援の充実
- (2) 小中一貫教育を推進する教育環境の充実

#### 2 学校運営を支援する検討体制及び検討サイクル

#### 3 今後のスケジュール

#### 4 計画の位置づけ

資料 検討過程及び関係者への説明会実施状況

# 第1章 市川市における小中一貫教育

## ～「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を目指して～

### 1 基本的な考え方

#### (1) 小中一貫教育の推進

平成18年に教育基本法が改正され、義務教育の目的が定められたとともに、平成19年には学校教育法が改正され、義務教育の目標規定が新設されました。

このことを踏まえ、市川市では教育の基本理念「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」に基づき、中学校ブロック単位における指導の一貫化の取り組み等を進め、進学時のなめらかな接続と長期的な視野に立った教育の実現を図ってきました。

近年は、児童の抽象的な思考力が高まる小学校高学年において、指導の専門性の強化が課題となっており、専科指導の拡充等によって、中学校への接続を見据えた指導体制の充実が求められるなど、これまで以上に義務教育9年間を形成する小学校と中学校が互いに協力し、責任を共有して児童生徒に必要な資質・能力の育成を図ることが重要となっています。

このことから、市川市では小中一貫教育を一層推進します。

#### (2) 義務教育学校の設置に関する方針

小中一貫教育の実施を目的とする義務教育学校では、児童生徒の成長や教職員の指導の面で高い効果が見られるとともに、小学校高学年での専科指導を継続的に実施する体制を整えることができます。

このことから、「学び」と「育ち」の連続性を大切に、小中一貫教育を進める市川市では、義務教育学校の設置を推進します。

ただし、一定期間において、市内全体に義務教育学校を設置することは難しいことから、まずは、市全体の状況を踏まえ、条件の整ったところから、比較的広い地域を基盤として義務教育学校を設置し、その牽引のもとで小中一貫教育の定着を図ります。

なお、学校の状況によって義務教育学校の設置が難しい地域においては、既存の小・中学校の枠組みを残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育を行う小中一貫型小学校・中学校（併設型小・中学校）の選択も含め、義務教育学校と同等のカリキュラムのもとで、小中一貫教育を推進する体制を整えます。

### 2 小中一貫型小学校・中学校

小中一貫型小学校・中学校は、組織上独立した小学校及び中学校が、義務教育課学校に準じた形で一貫教育を行える学校です。

学校の設置者が同じ場合は「中学校併設型小学校および小学校併設型中学校」（併設型小・中学校）といい、小学校と中学校とで設置者が異なる場合は「中学校連携型小学校および小学校連携型中学校（連携型小・中学校）」といいます。

本市の場合は、「中学校併設型小学校および小学校併設型中学校」（併設型小・中学校）となりますが、小中一貫教育を行うことがわかりやすくなるよう「小中一貫型小学校・中学校」として

います。

### (1) 学校運営

小中一貫型小学校・中学校は、義務教育学校に準じて、小学校における教育と中学校における教育を一貫して実施することができるようになります。ただし、その場合には、一貫教育にふさわしい運営の仕組みを整えることが必要です。

このことから、小学校と中学校の組織文化の違いや、3校以上の学校が連携・接続する形態があり得ること、一般的な小中連携と明確に区別する必要があることなどから、例えば、

- ①関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を設けること。
- ②学校運営協議会を関係校に合同で設置すること。
- ③一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含めた全教職員を併任させること。

等を行います。

### (2) 教育課程

小中一貫型小学校・中学校においては、小学校における教育と中学校における教育を一貫して実施するための、教育課程を編成することとなっています。

このため、教育委員会規則等において、当該小学校および当該中学校が小中一貫教育を実施する学校である旨を明らかにするとともに、各学校においては、一体的な運営体制の基、学校間の協議を経て教育課程を編成します。

なお、教育課程の編成にあたっては、以下の要件を満たしていることが必要です。

- ①9年間の計画的かつ断続的な教育を実施していること。
- ②学習指導要領において定められている内容自校が、教育課程全体を通じて適切であり、指導するために必要となる授業時数が適切に確保されていること。
- ③児童生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容に配慮がなされていること。
- ④保護者の経済的負担への配慮、その他の義務教育における機会均等の観点からの適さ綱配慮がなされていること。
- ⑤児童生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。

#### <教育課程の基準の特例>

##### ●小中一貫教科等の設定

各教科、道徳、外国語、総合的な学習の時間および特別活動の一部について、その内容を代替えすることのできる小中一貫教科等を設置し、教科等に替えて指導することができます。

##### ●指導内容の入れ替え・移行

- ①小学校段階および中学校段階における各教科等の内容のうち、相互に関連するものの一部を入れ替えて指導することができます。
- ②小学校段階の指導の内容の一部を、中学校段階に移行して指導することができます。
- ③中学校段階の指導の内容の一部を、小学校段階に移行して指導することができます。
- ④小学校段階における各教科等の内容のうち、特定の学年において指導することとされている

ものの一部については、他の学年に移行して指導することができます。

- ⑤中学校段階における各教科等の内容のうち、特定の学年において指導することとされているもの一部については、他の学年に移行して指導することができます。

(3) 義務教育学校、小中一貫型小学校・中学校および小・中学校の違いについて

項目	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校	小・中学校
修業年限	9年 前期課程6年 後期課程3年	小学校6年 中学校3年	
	9年間を「4年-3年-2年」「5年-4年」など、柔軟に学年段階を区切ることが可能		
教育課程	9年間の教育目標を設定	学校間の協議を経て、9年間の教育目標を設定	小・中学校ごとに教育目標を設定
	9年間の系統性・体系性に配慮した教育課程を編成	学校間の協議を経て、9年間の系統性・体系性に配慮した教育課程を小・中学校ごとに編成	小・中学校ごとに教育課程を編成
	前期は小学校、後期は中学校の学習指導要領を準用	小・中学校ごとの学習指導要領を基準に編成	
特例制度	教育課程の特例を設置者の判断で創設できる ○新たな教科の創設や、変更が容易になる ○学年及び小・中学校段階の指導内容の前倒しや入れ替え等が可能となり、特色ある教育課程を独自に編成できる		教育課程の特例は個別に申請し、文部科学大臣の指定が必要
教職員	○1人の校長	○小・中学校ごとに校長 ○学校間の調整を担う校長を定める	○小・中学校ごとに校長
	一つの教職員組織 ○前期課程における教科担任制の実施が継続的に可能	○小・中学校ごとに別々の教職員組織 ○小・中学校の教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整える	小・中学校ごとに別々の教職員組織
配置	前期は小学校、後期は中学校の教職員定数の標準と同等の配置	小・中学校ごとの教職員定数の標準を踏まえた配置	
		教職員を併任させることも可能	
教職員免許	原則小・中学校の両免許状を併有 ○当分の間猶予	所属する学校の免許状を保有していること	
学校施設	施設一体型・施設隣接型・施設分離型		小・中学校ごとの施設
標準規模	18～27学級	小・中学校それぞれ12～18学級	

## 第2章 高谷中学校ブロック小中一貫型小学校・中学校

### ～「学びと育ちの連続性」を目指して～

#### 1 小中一貫型小学校・中学校の設置について

##### (1) 対象校

- 高谷中学校（昭和54年開校） 生徒数460人 / 学級数16学級（特別支援学級1学級）
- 信篤小学校（明治6年開校） 児童数749人 / 学級数25学級（特別支援学級2学級）
- 二俣小学校（昭和45年開校） 児童数203人 / 学級数10学級（特別支援学級2学級）

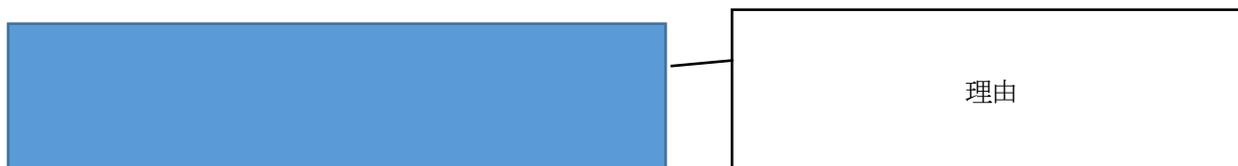
※令和3年5月1日現在

##### (2) 学校の形態

高谷中学校、信篤小学校、二俣小学校の「学校名」、「場所」、「校舎」に変更はなく、既存の校舎を使って小中一貫教育を行います。

##### (3) 通称名

3校の正式名称は変わりませんが、令和4年度から、3校をまとめて呼ぶときには以下のように呼ぶこととします。



##### (4) 取り組みの検証

高谷中学校、信篤小学校、二俣小学校の3校での取り組みを検証し、義務教育学校、東国分爽風学園の研究成果と合わせて、市内の小中一貫教育の推進に生かしていきます。

なお、最初の検証期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間とし、研究期間においても「小中の一貫したカリキュラム」や「小中学校間の実践的な交流活動」などの取り組みは、他の中学校ブロックへ積極的な情報提供を行います。

## 2 高谷中学校ブロックの小中一貫型小学校・中学校の目指す方向

高谷中学校ブロックの3校において、小中一貫教育を実施するにあたり、「学校教育目標」を一つにし、高谷中学校ブロックで一つの目標に向かって児童生徒たちを育てていきます。

### (1) 3校の教育目標

未来を見つめ、心豊かに、自分らしさが輝く児童生徒の育成

### (2) めざす学園像

- ・児童生徒、教職員が活力と潤いをもって活動する学園
- ・児童生徒、保護者、教職員が地域を誇りに思える学園

### (3) めざす児童生徒像

- ・確かな学力を身につけ、共に学び合う児童生徒
- ・お互いに認め合い、助け合える児童生徒
- ・最後まで頑張り抜く児童生徒

### (4) めざす教職員像

- ・児童生徒の模範となる教職員
- ・豊かな人間力と確かな指導力を高め合う教職員
- ・チームワークを生かして協働する教職員

### 3 発達段階と系統性を重視した教育課程

#### (1) 発達段階に即した学年段階の設定

小中一貫教育は、義務教育9年間の中で教育課程の区分を弾力的に設定して、柔軟かつ効果的な教育を可能にします。高谷中学校ブロックでは、ブロックの実態に合わせて、「4年－3年－2年」や「5年－4年」などの教育課程の区分を検討し、実施していきます。

#### (2) 系統性・連続性を重視した指導計画の作成

義務教育9年間を見通し、途切れることのない一貫した指導方針のもとで、子どもたちの精神的、身体的な発達に即した、高谷中学校ブロック独自の「小中一貫の指導計画」を作成し、系統性・連続性を重視した教育を行います。

#### (3) 学習指導の工夫

小学校段階からの教科担任制導入など、学力の向上を図るための学習体制を検討し、実施します。また、学級担任制から教科担任制への環境変化の段差を少なくし、小学校段階から中学校段階への移行をスムーズにします。

#### (4) 生徒指導の工夫

3校で、生徒指導に係る情報が共有できる体制をつくるなど、小学生が中学校に進学しても、これまでの対応方針が引き継がれ、児童生徒や保護者の安心感につながる、生徒指導の工夫を検討し、実施します。

#### (5) 部活動の工夫

小学校段階から、中学校の部活動に参加できる環境を整えるなど、部活動の活性化を図る取り組みを検討し、実施します。

このため、教職員による指導体制や地域の外部指導者による協力体制を整え、早い段階からの活動経験を可能にする仕組みづくりへつなげていきます。

#### (6) 教育課程の特例を活用した取り組み

一貫教育の軸となる「新教科等の創設」や「学校段階間での指導内容の入替え」等、一貫教育の実施に有効な教育課程の特例の活用について検討し、高谷中学校ブロック小中一貫型小学校・中学校独自の取り組みを編成します。

### 4 小中一貫教育の実施により期待される教育効果

#### <児童生徒に対する効果>

(1) 小学校と中学校の学びと育ちを、義務教育9年間で捉えなおすことにより、児童生徒の精神的、身体的な発達に即した教育課程の編成が可能となり、児童生徒の個性や能力を最大限に引き出すことができます。また、学年段階の区分を発達段階に即して柔軟に設定することができるようになるため、児童生徒の学習や学校生活に否定的な影響を与える「中一ギャップ」の緩和が図られます。

(2) 小学校5・6年生の教科担任制の実施が継続的に可能となり、教科指導の専門性に根差した質の高い授業を行うことによって、学力や学習意欲の向上が図られます。

- (3) 幅広い年齢による交流活動を多く実施することで、自己肯定感の高まりや思いやりの心の育成が図られます。また、9年間を通して、低学年からの人間関係づくりを支援することで、問題行動の予防にもつながります。
- (4) 小学校高学年から、中学校段階の部活動や生徒会に参加できる環境を整えることができ、早い時期からの中学校段階の活動経験が可能となります。また、部活動の活性化も図られます。

#### <教職員への効果>

- (1) 9年間を見通した指導計画の作成や小学校段階からの教科担任制の導入により、互いの教育課程への理解が深まり、授業改善が図られます。また、子どもの発達に対する認識が深まり、子ども一人一人の理解の深化につながります。
- ・小学校の教員は、中学校への学習のつながりを理解し、つまづきやすい内容の指導の工夫によって「わかる授業」に結びつきます。また、中学校の教員は、小・中学校の学習のつながりを理解することによって、中学校での授業改善に結びつきます。
- (2) 小・中学校での合同の行事開催や交流活動、授業におけるティーム・ティーチング(※1)や乗り入れ授業(※2)などの実施によって、小中学校の教員が互いに協力し、責任を共有して、児童生徒に必要な資質・能力の育成を図る協働体制の構築が図られます。
- (3) 責任体制を明確化するなど、小中一貫教育にふさわしい運営体制を整えることにより、校務の効率化や質的な向上につながります。また、学校事務の共同実施等も促進されます。

#### ※1 「ティーム・ティーチング」

主に授業を進める教員と、それを補助しつつ個別に指導する教員とがチームになって行う授業形態のこと。

#### ※2 「乗り入れ授業」

中学校教員が小学校で、又は小学校教員が中学校で指導を行うこと。

## 5 留意事項

平成27年度に策定された「市川市公共施設等総合管理計画」では、本市における公共施設等の将来の在り方や基本方針を示しています。

この計画における「原木中山地域」の方針では、

年少人口の減少率が最も高いことから、年少対象施設を中心に見直しを行います。

骨格となる道路を補完し地域を結ぶ妙典架橋により、地域や拠点が結ばれることで利便性が向上します。

原木中山地域のほとんどの施設は、地域住民を対象とした地域施設となっていることから、災害時における避難場所としての機能も勘案しながら、地域のニーズや利用者の意見を踏まえた施設の見直しを進めます。

としています。

このことから、高谷中学校ブロックの3校を、将来的に「施設一体型の義務教育学校」とする際には、この地域のまちづくりと合わせて検討していくこととします。

## 第3章 教育委員会の取り組み

### ～「小中一貫教育を推進する支援体制の構築」を目指して～

#### 1 学校運営の支援

小中学校間では、学校文化や授業時間、指導体制等が異なり、子どもの発達の差も大きいために、合同行事や異学年交流等を行う際には、小中学校間の調整が一つ一つ必要となり、そのために多くの時間を要する等、学校運営上の課題が明らかになっています。

このため、教育委員会が主体となって小中一貫教育の実施及び改善に向けた取り組みを進め、学校運営上の課題の解決に努めるとともに、保護者や地域関係者と連携して、持続可能な学校体制の実現を支援します。

具体的には、全国で見られる次のような先進事例を参考にしながら、具体的な取り組みを進め、学園運営を支援します。

#### <先進事例>

##### (1) 小中一貫教育を推進する学校への指導・支援の充実

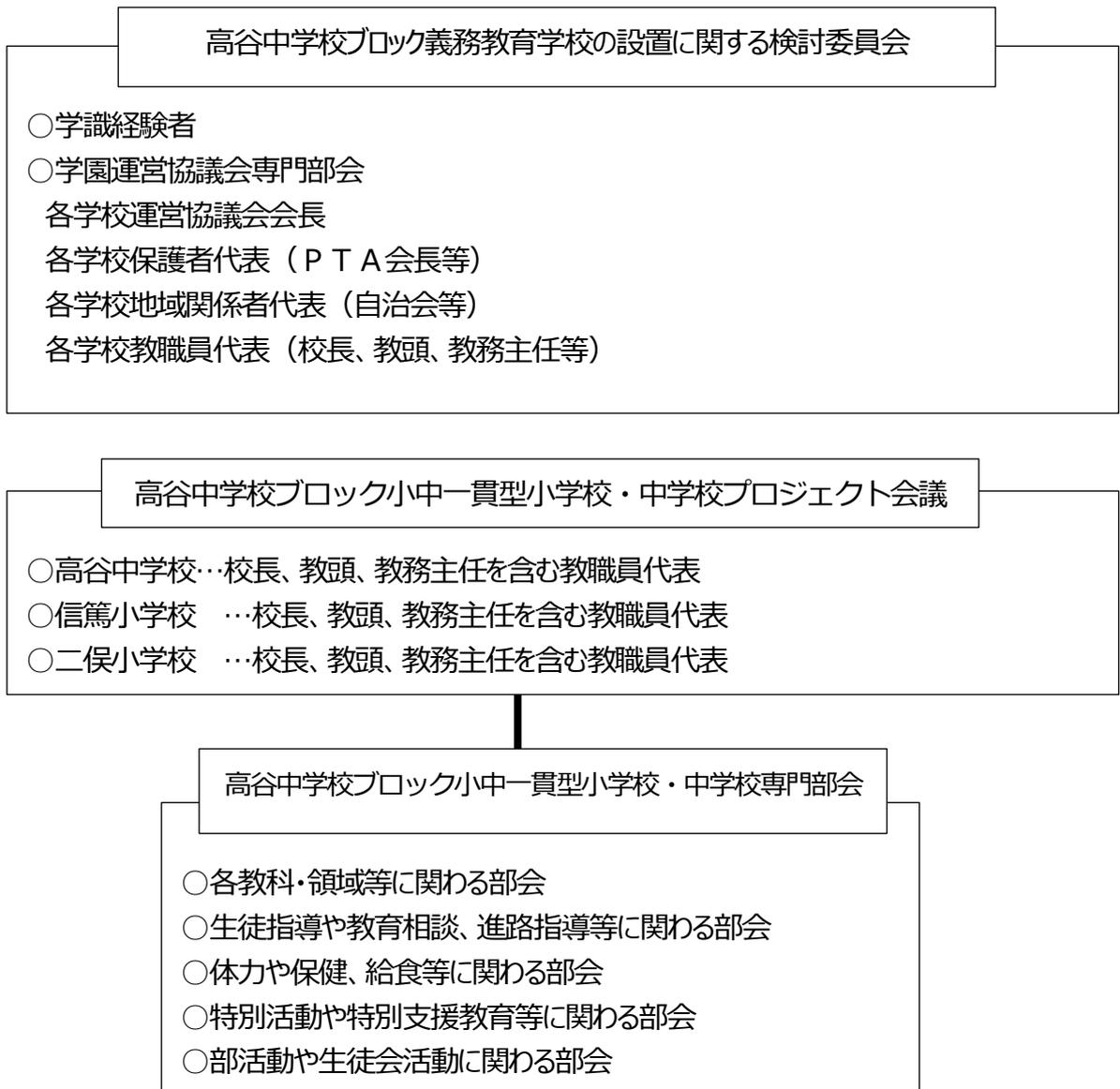
- ・指導主事や外部有識者が、指導・助言及び先進事例の紹介を行う。
- ・学校の実践を支援するため、教育課程の研究開発を行う。
- ・小中一貫教育に関する教職員研修会等を実施する。
- ・小中一貫教育に取り組んでいる異なる学校の教職員による協議会等を開催する。

##### (2) 小中一貫教育を推進する教育環境の充実

- ・中学校教員の乗り入れ授業を支援するため、小中一貫教育推進加配講師等を配置する。
- ・小中学校間の連携や調整の負担を軽減するため、小中一貫教育コーディネーター等を配置する。
- ・小中教職員間の協働体制を築くため、情報共有が図られる施設設備等を整備する。
- ・学校間を移動する教員や児童生徒の移動手段、時間、安全性等を確保する取り組みを進める。
- ・空間的な距離に伴うデメリットを軽減するため、情報ネットワーク環境等の整備を進める。

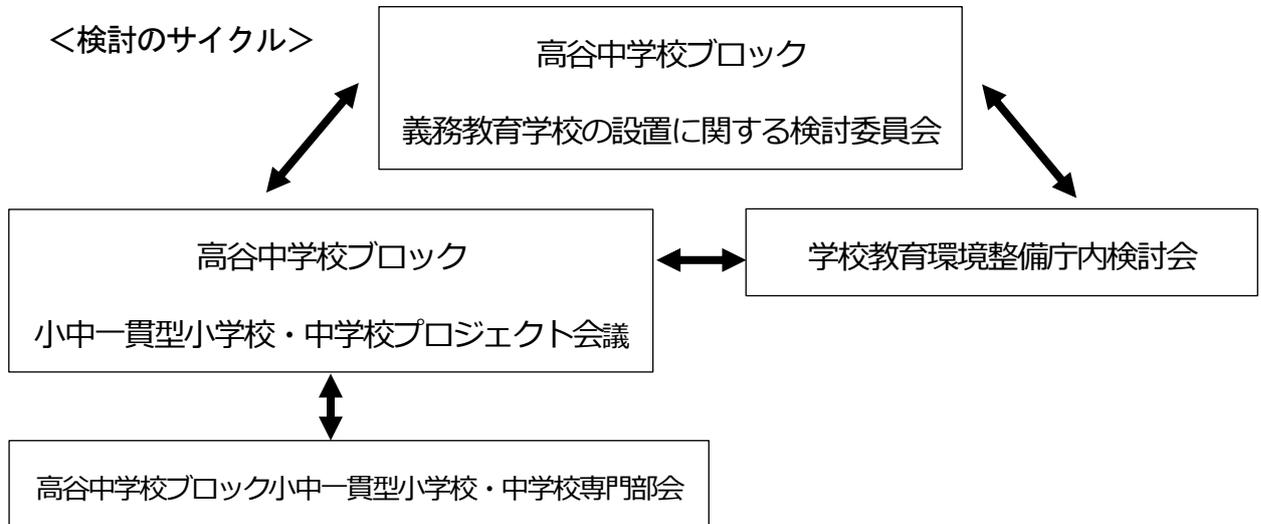
## 2 学校運営を支援する検討体制及び検討サイクル

以下の検討体制とサイクルによって、小中一貫型小学校・中学校の運営を支援していきます。

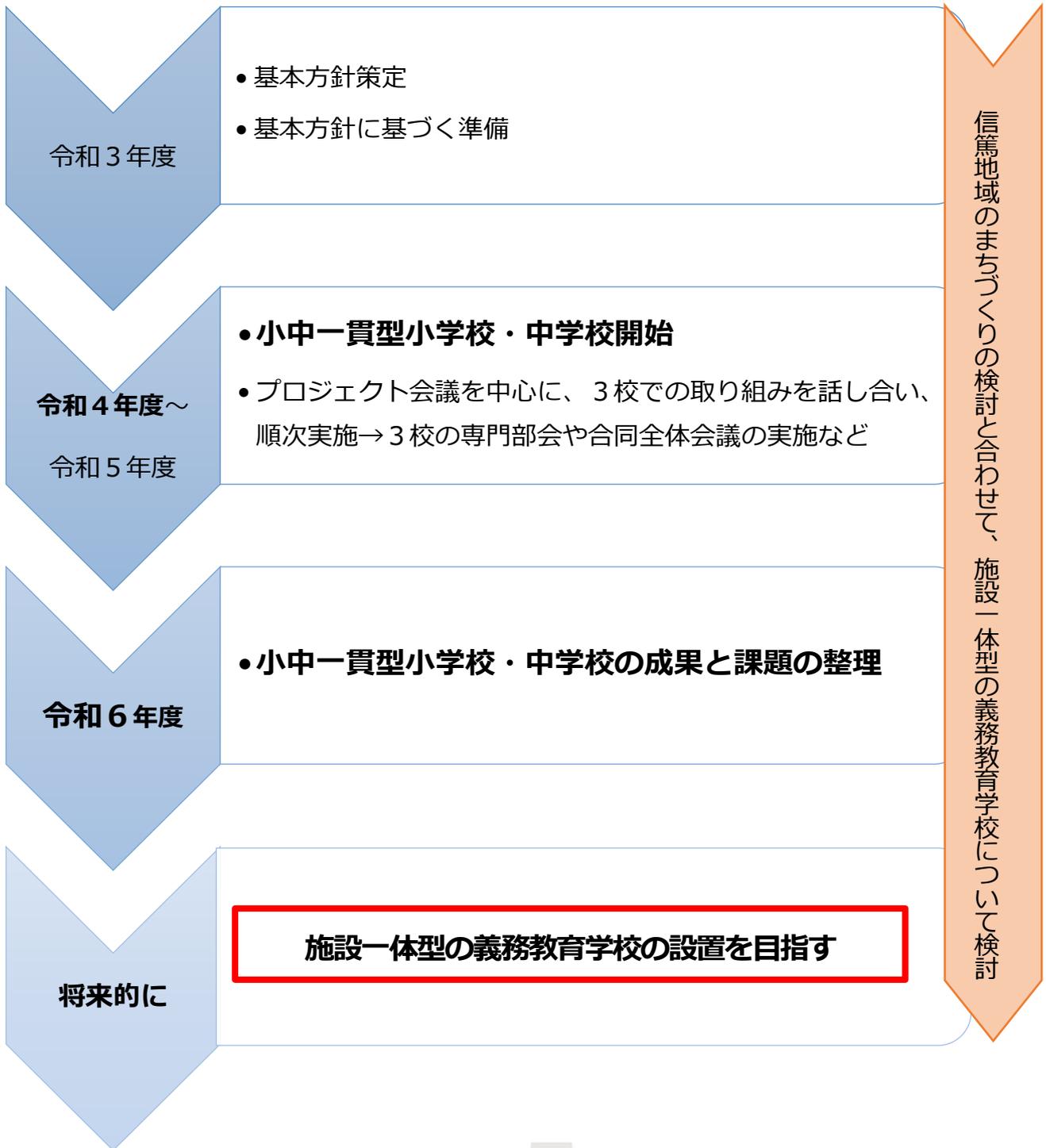


学校教育環境整備庁内検討会

- 教育次長
- 生涯学習部  
生涯学習部長、生涯学習部次長、教育総務課長、教育施設課長、  
青少年育成課長、社会教育課長、中央図書館長、考古博物館長
- 学校教育部  
学校教育部長、学校教育部次長、義務教育課長、学校安全安心対策担当室長  
学校環境調整課長、指導課長、就学支援課長、保健体育課長、  
学校地域連携推進課長、教育センター所長
- 市長部局  
企画部次長、企画課長、行政経営課長  
財政部次長、財政課長  
街づくり部次長、都市計画課長



### 3 今後のスケジュール



## 4 計画の位置づけ

高谷中学校ブロック小中一貫型小学校・中学校（併設型小・中学校）に関する基本計画は、第3期市川市教育振興基本計画及び市川市立義務教育学校設置に関する方針に基づいて策定しています。

### 【第3期市川市教育振興基本計画】

方針1 感性を働かせ、社会の中でたくましく生きていくことのできる子どもを育てる

目標2 主体的に学びに向かい、知識・技能や思考力・判断力・表現力等の資質・能力を育成する

施策4 学校間の連携の推進

子どもの学びや育ちの連続性を強化するために、幼稚園、保育園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校など、地域での学校間の連携を推進します。また、中学校ブロックを中心とした教職員や子どもの相互交流、授業公開などにより、指導の方法や子どもに関わるさまざまな情報の共有化を図るとともに、人事交流を推進します。

### 【市川市立義務教育学校の設置に関する方針】

3. 義務教育学校設置の方向

(2) 小中一貫教育の設置

小中一貫教育の実施を目的とする義務教育学校では、児童生徒の成長や教職員の指導の面で高い効果が見られるとともに、小学校高学年での専科指導を継続的に実施する体制を整えることができます。

このことから、「学び」と「育ち」の連続性を大切にし、小中一貫教育を進める市川市では、義務教育学校の設置を推進します。

ただし、一定期間において、市内全体に義務教育学校を設置することは難しいことから、まずは、市全体の状況を踏まえ、条件の整ったところから、比較的広い地域を基盤として義務教育学校を設置し、その牽引のもとで小中一貫教育の定着を図ります。

中略

また、学校の状況によって義務教育学校の設置が難しい地域においては、既存の小・中学校の枠組みを残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育を行う小中一貫型小学校・中学校（併設型小・中学校）の選択も含め、義務教育学校と同等のカリキュラムのもとで、小中一貫教育を推進する体制を整えます。

## 資料

○検討過程および関係者への説明会実施状況

年	月	日	
令和元	11	6	高谷中学校ブロック ブロック校長会にて説明
		8	高谷中学校 教職員臨時打合せにて説明 二俣小学校 職員会議にて説明
		9	高谷中学校 PTA 運営委員会にて説明
		16	二俣小学校 保護者説明会(二俣小学校)
		20	信篤小学校 教職員臨時打合せにて説明
		26	高谷中学校ブロック 合同保護者説明会①(高谷中学校)
	12	6	高谷中学校ブロック 合同保護者説明会②(信篤小学校) 信篤小学校 PTA本部役員会にて説明 信篤小学校 学校運営協議会にて説明
		11	高谷中学校ブロック 合同運営協議会にて説明(信篤公民館)
令和2	1	23	第1回 高谷中学校ブロック義務教育学校の設置に関する検討委員会
	2	19	第2回 高谷中学校ブロック義務教育学校の設置に関する検討委員会
	6	27	第3回 高谷中学校ブロック義務教育学校の設置に関する検討委員会
	7	28	高谷中学校ブロック義務教育学校の設置に関する検討の中間報告会①(信篤公民館)
	8	1	高谷中学校ブロック義務教育学校の設置に関する検討の中間報告会②(信篤公民館)
	9	12	第4回 高谷中学校ブロック義務教育学校の設置に関する検討委員会
令和3	3	15	第5回 高谷中学校ブロック義務教育学校の設置に関する検討委員会
	5	29	第6回 高谷中学校ブロック義務教育学校の設置に関する検討委員会
	7	27	高谷中学校ブロック義務教育学校の設置検討に関する報告会①(高谷中学校)
		30	高谷中学校ブロック義務教育学校の設置検討に関する報告会②(信篤小学校)
	8	2	高谷中学校ブロック義務教育学校の設置検討に関する報告会③(二俣小学校)
	10	16	第7回 高谷中学校ブロック義務教育学校の設置に関する検討委員会
	11	13	第8回 高谷中学校ブロック義務教育学校の設置に関する検討委員会
	12	11	第9回 高谷中学校ブロック義務教育学校の設置に関する検討委員会
令和4	3	○	第10回 高谷中学校ブロック義務教育学校の設置に関する検討委員会

## 高谷中学校ブロック小中一貫型小学校・中学校 基本方針

---

■発行 令和4年〇月 市川市教育委員会

■編集 市川市教育委員会 学校教育部 学校環境調整課

〒272-8501 市川市南八幡2-20-2

電話 047-334-1111 (代)

---